

京都市消防局訓令乙第12号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局統括監察員等設置規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市消防局長 折 坂 義 雄

第2条第2項中「第2条第5項」を「第2条第8項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局総務部人事課)